

Ⅸ 農畜産物流通の部

解 説

この部には、「青果物卸売市場調査」、「畜産物流通調査」の結果から青果物及び畜産物の流通に関する数量、価額等の統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物卸売市場調査は、全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにすることにより、青果物の価格安定対策、生産出荷安定対策、流通改善対策等に資することを目的としています。

イ 調査の期間

1月から12月までの1年間

ウ 調査の方法

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの都市に所在し、各条件を満たす青果物卸売会社及び(エ)のJA全農青果センターを調査対象者とし、オンライン等により調査を実施しています。

ただし、調査対象者が本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査しました。

(ア) 中央卸売市場が開設されている都市

中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社を調査対象者としています。

ただし、東京都及び大阪府については、都府内にある市内青果市場（中央卸売市場以外の卸売市場）に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順に市内青果市場の年間取扱数量合計の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社についても調査対象者としています。

(イ) 県庁が所在する都市（(ア)を除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

(ウ) 人口20万人以上でかつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万トン以上の都市（(ア)及び(イ)を除く。）

それぞれの都市に所在する青果物卸売会社のうち年間取扱数量の多い方から順にそれぞれの都市の年間取扱数量の80パーセントをカバーするまでの青果物卸売会社

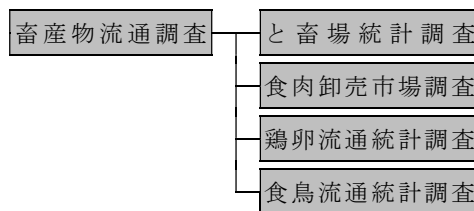
(エ) JA全農青果センター

全国農業協同組合連合会の全てのJA全農青果センター（3か所：埼玉県、神奈川県及び大阪府）

(2) 畜産物流通調査

ア 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



イ 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物の取引数量、価格等を把握し、畜産物に関する生産・出荷の調整、価格安定等各種施策の基礎資料を提供することを目的としています。

ウ 調査期間

1月から12月までの1年間

エ 調査の方法

(ア) と畜場調査

全国全てのと畜場を調査対象とし、オンライン等より調査を行いました。

(イ) 食肉卸売市場調査

全国の食肉中央卸売市場及び指定市場（地方卸売市場のうち、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき指定されている市場）に所在する全ての卸売会社を調査対象とし、オンライン等により調査を行いました。

(ウ) 鶏卵流通統計調査

全国の鶏卵集出荷機関のうち、前年の都道府県内年間集出荷量（母集団情報の整備の過程で把握した値。以下「集出荷量」という。）が10 t未満のものを除いた上で、集出荷機関ごとの集出荷量の合計が各都道府県における総集出荷量の60%以上となるまでの集出荷量の上位の集出荷機関を調査対象とし、オンライン等により調査した結果を基に推定しました。

(エ) 食鳥流通統計調査

年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場（厚生労働省が「と畜・食鳥検査等に関する実態調査」の結果として公表する食鳥処理場名簿に記載の食鳥処理場）を調査対象とし、オンライン等により調査を行いました。

2 用語の解説

(1) 青果物卸売市場

青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいいます。したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めません。

(2) 全国（総数）（青果物市場流通）

青果物卸売市場調査における全国（総数）の値については、農林水産省食料産業局が保有する全国の地方卸売市場における直近の年度の情報基に推定したものです。

(3) 主要都市（青果物市場流通）

青果物卸売市場調査における主要都市とは、①中央卸売市場が開設されている都市、②県庁が所在する都市、③人口20万人以上で、かつ青果物の年間取扱数量がおおむね6万t以上の都市をいいます。

(4) 卸売数量（青果物市場流通）

卸売数量とは、青果物卸売市場で、「せり」、「入札」又は「相対」の方法で売りさばかれた数量（転送量を含む。）であり、その荷物の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量です。

(5) 卸売価額（青果物市場流通）

卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額です。

(6) 卸売価格（青果物市場流通）

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格です。

(7) と畜場

と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいいます。

(8) と畜頭数

と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいいます。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外します。

なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数えます。

(9) 成牛

生後1年以上の牛をいいます。

(10) 和牛

黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びに和牛間交雑種の牛をいいます。

この中には肉の生産を目的とした肥育牛のほか、役用又は繁殖用の牛をもと牛とした肥育牛、役用又は繁殖用に使用されていたが、老齢のために廃用された牛及び繁殖障害等の理由で廃用された牛を含みます。

(11) 乳牛

ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種及び乳肉兼用種の牛をいいます。

(12) 交雑牛

乳牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種の牛をいいます。

なお、和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種は、その他の牛に含めます。

(13) その他の牛

ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛（肉用専用種）及び和牛と外国牛（肉用専用種）の交雑種等をいいます。

(14) 去勢

おす牛の精巣を除去した牛をいいます。

(15) おす

おす牛のうち、去勢された牛を除いた牛をい

います。

(16) 子牛

生後1年未満の牛をいいます。

(17) 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出したものです。

(18) 取引成立頭数

枝肉上場頭数のうち、卸売業者と売買参加者（仲卸業者を含む。）との間に取引が成立した頭数をいいます。すなわち、食肉卸売市場で卸売された頭数です。

(19) 卸売価格（食肉流通）

卸売会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した価格をいい、消費税を含みます。

(20) 枝肉

と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉のことをいいます。

なお、牛や豚の枝肉を、脊柱の中心に沿って縦断したものを半丸又は半丸枝肉といいます。

(21) 鶏卵生産量

鶏から食用、加工用、種卵、自家消費等として生産された卵の量をいい、奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めません。

(22) 食鳥処理場

家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいいます。なお、調査の対象とする食鳥処理場には中ぬき及び解体の処理のみを行っている処理場を含めません。

(23) 肉用若鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（食鶏取引規格に規定する「若どり」）をいいます。

(24) 廃鶏

採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいいます。

(25) その他の肉用鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（食鶏取引規格に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいいます。

一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるも

のを含むが、ふ化後3か月齢未満のものは肉用若鶏として扱っています。

なお、地鶏及び銘柄鶏の主なものとして、比内地鶏、名古屋コーチン等があります。

(26) 処理羽数・処理重量（生体）

食鳥処理場で食鶏を食用に供す目的で処理した生体の羽数及び重量をいいます。

なお、食鳥処理場でと体取引を行っている場合は、と体重量に平均換算係数1.1（生体重量／と体重量）を乗じて算出しました。